

## 栃木県新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 県の交付する栃木県新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国実施要綱」という。）、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）及び栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制及び検査体制の強化を図ることを目的とする。

### (交付の対象事業)

第3条 この補助金は、次の国実施要綱3－(3)、(4)、(5)、(17)に基づき実施する設備整備事業並びに新型コロナウイルス感染症の医療提供体制及び検査体制の強化に必要な設備整備事業を対象として予算の範囲内で交付する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業
- (2) 帰国者・接触者外来等設備整備事業
- (3) 感染症検査機関等設備整備事業
- (4) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関設備整備事業

### (交付の相手方)

第4条 この補助金の交付の相手方は、別表第1のとおりとする。

### (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、補助事業ごとに次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。

- (1) 別表第2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は別表第3

に定めるところによる。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(第8条の軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)(以下、「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返還させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、補助事業にかかる収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、補助事業ごとに別記様式第7号を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

2 前項各号で規定する条件に違反した場合、知事は、この補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(軽微な変更)

第8条 前条第1項第1号における「軽微な変更」とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目の変更、中止又は廃止
- (2) 事業主体の変更
- (3) 事業費の20%以上の変更
- (4) 購入価格が単価30万円以上の品目及びその数量の変更

(変更の承認)

第9条 第7条第1項第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、別表第4に定める書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定により提出する書類は、別表第5に定めるところによる。

(補助金の請求)

第11条 規則第19条の規定により提出する書類は、別表第6に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和3(2021)年8月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4(2022)年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

1 事業の名称	2 交付の相手方
新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関
帰国者・接触者外来等設備整備事業	「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡)に基づき設置された帰国者・接触者外来及び感染症専用の外来部門を有する医療機関
感染症検査機関等設備整備事業	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関

新型コロナウイルス感染症重点医療機関設備整備事業	「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」（令和2年6月16日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に基づき栃木県から「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」の指定を受けた医療機関
--------------------------	---

別表第2（第5条関係）

1 事業の名称	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初度設備費 1床当たり 133,000円</li> <li>・ 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円</li> <li>・ 個人防護具 1人当たり 3,600円</li> <li>・ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円</li> <li>・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円</li> <li>・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり 21,000,000円</li> <li>・ 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</li> </ul>	消耗品費、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
帰国者・接触者外来等設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1医療機関当たり 905,000円</li> <li>・ HEPA フィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円</li> <li>・ 個人防護具 1人当たり 3,600円</li> <li>・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円</li> <li>・ 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</li> </ul>	使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
感染症検査機関等設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代シーケンサー 知事が必要と認めた額</li> <li>・ リアルタイムPCR装置 知事が必要と認めた額</li> <li>・ 等温遺伝子増幅装置 知事が必要と認めた額</li> <li>・ 全自動化学発光酵素免疫測定装置 知事が必要と認めた額</li> </ul>	使用料及び賃借料、備品購入費	10/10

新型コロナウイルス感染症重点医療機関設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超音波画像診断装置 1台あたり 11,000,000円</li> <li>・ 血液浄化装置 1台あたり 6,600,000円</li> <li>・ 気管支鏡 1台あたり 5,500,000円</li> <li>・ CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 1台あたり 66,000,000円</li> <li>・ 生体情報モニタ 1台あたり 1,100,000円</li> <li>・ 分娩監視装置 1台あたり 2,200,000円</li> <li>・ 新生児モニタ 1台あたり 1,100,000円</li> </ul>	使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
--------------------------	--	----------------	-------

別表第3（第6条関係）

事業の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1-1	1	1 事業計画書 2 収支予算書 3 所要額調書	別記様式第1-1号	1	知事が別に定める日
帰国者・接触者外来等設備整備事業		規則の別記様式第1-2	1		別記様式第1-2号	1	
感染症検査機関等設備整備事業		規則の別記様式第1-3	1		別記様式第1-3号		
新型コロナ		規則の別	1		別記様式第1-	1	

ウイルス感染症重点医療機関設備整備事業	記様式第1-4		4号 別記様式第2-4号 別記様式第3-4号	
---------------------	---------	--	------------------------------	--

別表第4（第9条関係）

事業の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金変更交付申請書	規則の別記様式第1-1 (変更用)	1	1 事業計画書 2 収支予算書 3 所要額調書	別記様式第1-1号 別記様式第2-1号 別記様式第3-1号	1	知事が別に定める日
帰国者・接触者外来等設備整備事業		規則の別記様式第1-2 (変更用)	1		別記様式第1-2号 別記様式第2-2号 別記様式第3-2号	1	
感染症検査機関等設備整備事業		規則の別記様式第1-3 (変更用)			別記様式第1-3号 別記様式第2-3号 別記様式第3-3号		
新型コロナウイルス感染症重点医療機関設備整備事業		規則の別記様式第1-4 (変更用)	1		別記様式第1-4号 別記様式第2-4号 別記様式第3-4号	1	

別表第5（第10条関係）

事業の名称	提出すべき実績報告書の名称	様式	部数	実績報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新型コロナウイルス感染症患者等入院協力医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2-1	1	1 事業報告書 2 収支決算書 3 所要額精算書	別記様式第4-1号 別記様式第5-1号 別記様式第6-1号	1	知事が別に定める日
帰国者・接触者外来等設備整備事業		規則の別記様式第2-2	1		別記様式第4-2号 別記様式第5-2号 別記様式第6-2号	1	
感染症検査機関等設備整備事業		規則の別記様式第2-3	1		別記様式第4-3号 別記様式第5-3号 別記様式第6-3号	1	
新型コロナウイルス感染症重点医療機関設備整備事業		規則の別記様式第2-4	1		別記様式第4-4号 別記様式第5-4号 別記様式第6-4号	1	

別表第6（第11条関係）

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新型コロナウイルス感染症設備整備事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書又は交付確定通知書の写し	—	1	知事が別に定める日